

仕 様 書

1 業務名

菊池市区廃止教職員住宅敷地除草業務

2 目的

用途廃止し売却等処分を予定する教職員住宅の環境を良好に保全するため、繁茂する雑草等を除去する。

3 委託期間

契約締結日から令和3年(2021年)3月25日(木)まで

4 委託箇所

- (1) 名 称: 熊本県立菊池高等学校職員住宅B
所在地: 菊池市野間口字中谷488-2
- (2) 名 称: 熊本県立菊池農業高等学校職員住宅B
所在地: 菊池市野間口字中谷488-1
- (3) 名 称: 熊本県立菊池少年自然の家教職員住宅 跡地
所在地: 菊池市野間口字中谷488-8

5 作業方法

- (1) 刈払機等による草刈を基本とし、必要な場合は人力による草刈とする。
- (2) 草刈後の残滓については、敷地内で管理上支障のない場所に集積することとし、敷地外への搬出は行わない。
- (3) 雑草の他、低木の庭木等で枝打等が必要なものがあつた場合、配置された作業員による作業量と技術により可能な範囲内で処置する。

6 作業の時期

- (1) 委託期間内に、2回実施すること。
 - (2) 実施時期
 - 第1回 契約締結日から委託者の指定する期日までの間(10月若しくは11月で調整)
 - 第2回 令和3年(2021年)3月1日(月)から令和3年(2021年)3月25日(木)までの間。
- ※ 第1回の具体的な時期については、契約締結時に、委託者と受託者で協議して決定する。

7 完了報告

各回の作業を完了したときは、作業前と作業後の写真を添えて、書面により完了報告書を提出し、担当者の検査を受けること。

8 委託料の請求

委託料の支払いは2回払いとし、各回の作業に係る前項の検査に合格したときは、本業務に係る当該作業分に係る委託料の請求書を速やかに提出すること。

9 その他

- (1)この仕様書に記載のない事項については、担当者に照会すること。
- (2)業務の履行にあたっては事故がないよう十分に注意すること。